

平成30年度 第2回 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 次第

日時：平成31年3月6日（水）

19時30分～21時30分

場所：甲南青少年研修センター 会議室

1. 開会

- ・ 市民憲章唱和
- ・ あいさつ

2. 自己紹介

3. 甲賀市青少年自然体験活動推進委員会について

4. 報告事項、議題

①平成30年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施状況について

②平成31年度甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づく事業実施・計画について

- ・ 青少年自然体験活動事業について

- ・ 青少年活動セミナーについて

5. その他

- ・資料 1 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿」
- ・資料 2 「甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針」
- ・資料 3 「甲賀市青少年自然体験活動推進委員会規則」
- ・資料 4 「平成30年度青少年自然体験活動事業 実績一覧表」
- ・資料 5 「平成31年度青少年自然体験活動事業 計画一覧表」
- ・資料 6 「平成31年度（2019年度）青少年自然体験活動事業について」
- ・資料 7 「青少年活動セミナーについて」
- ・資料 8 「甲賀市青少年自然体験活動振興計画」
- ・資料 9 「甲賀市甲南青少年研修センター条例」
- ・資料 10 「甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱」

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を自指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に

あなたも仲間

いろどる山河と

生きいき文化

こぼれる笑顔に

応える安心

うみだす活力

受けつぐ伝統

かがやく未来に

鹿深の夢を

甲賀市青少年自然体験活動推進委員会 委員名簿

	区 分	団体等	職 名	氏 名	委嘱日	任期
1	青少年 関係団 体代表 者	ガールスカウト	団委員長	佐々木美耶子	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
2		ボーイスカウト	団委員長	横川 正己	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
3		甲賀市青少年育成 市民会議	副会長	中島 繁	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
4		甲賀市PTA連絡 協議会	甲南支部副支部長	森田 和敬	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
5	学識経 験者	滋賀県キャンプ協会	事務局長	吉久 義則	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
6	行政関 係者	学校教育	多羅尾小学校校長	山本 広孝	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
7		幼稚園・保育園	保育幼稚園課	和田 有企子	H30. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30
8		自然体験活動施設	みなくち子どもの森 所長	小西 省吾	H28. 10. 1	H30. 10. 1～H32. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第 2 条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第 4 条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第 3 条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成 16 年甲賀市条例第 15 号。以下「公開条例」という。）第 6 条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第 4 条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
 - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
 - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 酒気を帯びていると認められる者
 - ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
 - エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者
 - オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者
 - カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。
 - ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

平成30年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等	
(1)安全実施のための体制の確立と啓発	①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等へ「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	事業での配布は未、希望者に個別に配布		
	②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	青少年自然体験活動推進委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。	青少年自然体験活動推進委員会の開催 ・第1回委員会:7月3日(火) 19:30～ 第2回委員会:3月6日(水)19:30～		
	③安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出を案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内		
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月) ・配布部数 920部		
		自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうかを利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発		
		指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。 青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方々が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として実施する。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会 ・とき 6月19日(土) ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設 ・講師 青少年自然活動指導員 ・参加数 9名 青少年活動セミナー ・とき 2月16日(金)13:30～17:00 ・場 所 甲賀市役所3階301会議室 ・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ ・講 師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん ・参加数 58名		
	④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	青少年活動安全誓いのつどいの実施	甲賀市青少年活動安全誓いの日に四万十川での事故を教訓として、自然体験活動を安全に実施することの大切さを再認識する場として「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を実施する。	青少年活動安全誓いのつどい ・とき 7月31日(火)19:00～21:00 ・場 所 あいこうか市民ホール ・内容 「航空業界におけるヒューマンエラー対策とその実践」 ・講 師 多摩川エアロシステムズ(株) 技術部長 阿部 和利さん ・コーディネーター 関西学院大学 人間福祉学部人間科学科 教授・医学博士 甲斐 知彦さん ・参加数 602人		
		自然体験活動担当者等研修会の実施	自然体験活動に関わる職員等が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できる能力を高める。	担当職員研修 4回実施 ①5/18 演習「実践！事業危機管理マニュアル～企画・安全対策の大切さを考える～」 9人 ②5/25 講演・実技「野外活動における危険要素～アレルギー・応急手当・子どもの救命処置～」 20人 ③6/7 講演「～安全な自然体験活動のために～」の受講(滋賀県教育委員会主催「しがこども体験活動指導者研修会」に参加) 7人 ④6/14 実技「事業を安全かつ効果的に実施する～子どもたちの安全な野外活動の実施に向けて～」 7人		
	(2)自然体験活動に対する理解の促進	①自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうかを利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報あいこうか7月1日号やHPなどの広報媒体により啓発	
		②小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布 ・配布数 920部	
自然体験活動の実施			小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月6日(土)～7日(日) ・場 所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加数 19人 ・対 象 小学3・4年生		
			就学前幼児とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	親子ディキャンプ ・とき 11月17日(土)・18日(日) ・場 所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加数 17日 14組43人 18日 AM 14組42人 PM 12組42人		
自然体験活動実施への指導・助言	小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。	青少年自然活動指導員の派遣				

平成30年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等
(2)自然体験活動に対する理解の促進	②小さい頃から自然に接する機会の推進	みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	みなくち子どもの森の行事（1月末まで） ・こいもクラブ（農場を中心とした行事） 7回114人 ・観察会、工作、連続講座等 13回146人 ・しぜんさんぽ 8回83人 団体などの受入（1月末まで） ・保育園・幼稚園 8件、357人 ・小学校（やまのこ含む） 71件 3,546人 ・未就園の方の団体 17回 153人	
(3)自然体験活動の指導者・団体の育成	①指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用しながら自然体験活動の知識や技能を持った方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	
	②自然体験活動指導者の養成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 ・とき 6月19日(土) ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設 ・講師 青少年自然活動指導員 ・参加数 9名 青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 2月16日(金)13:30～17:00 ・場 所 甲賀市役所3階301会議室 ・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ ・講 師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん ・参加数 58名	
		指導者向け研修の受入や協力	みなくち子どもの森において、指導者向けの研修の相談があった場合に、会場や企画等の協力を行う。	・小学校や保育園・幼稚園の教職員向けの研修 5回、71人 ・団体が主催した指導者向け講習会 2件、約80人	
	③青年リーダー(ジュニアリーダー)の育成	リーダー養成キャンプの実施および養成講習会への参加	次代を担うリーダーとして活躍できる体制づくりを検討する。	青年リーダー養成研修 自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施(実施回数は7回 H30.6.9、7.14～15、7.21～22、7.28、8.5、9.23、11.11 延べ89人参加) ニンニン忍者夏キャンプ ・とき 8月7日(火)～11日(土・祝) ・場 所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城 ・参加数 29人 ・対 象 小学4年生～中学3年生	
	④自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための資料の提供を行う。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 ・とき 6月19日(土) ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設 ・講師 青少年自然活動指導員 ・参加数 9名 青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 2月16日(土)13:30～17:00 ・場 所 甲賀市役所3階301会議室 ・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ ・講 師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん ・参加数 58名	
⑤市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 2月16日(金)13:30～17:00 ・場 所 甲賀市役所3階301会議室 ・内容 基調講演「子どもたちの『すき』を伸ばすために必要なこと」 ワークショップ ・講 師 一般財団法人大阪府青少年活動財団 今井 正裕さん ・参加数 58名		

平成30年度 青少年自然体験活動事業実績 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施状況・時期等	意見等
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	①市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	青少年自然活動支援センター主催の事業実施	市内の小学生を対象にした自然体験活動(キャンプ、野外体験講座など)を実施する。	ニンニン忍者夏キャンプ【再掲】 ・とき 8月7日(火)～11日(土・祝) ・場所 滋賀県希望が丘文化公園野外活動センター・青年の城 ・参加数 29人 ・対象 小学4年生～中学3年生	
		各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	ニンニン忍者秋キャンプ【再掲】 ・とき 10月6日(土)～7日(日) ・場所 水口スポーツの森西キャンプ場 ・参加数 19名 ・対象 小学3・4年生	
		みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	みなくち子どもの森の行事(1月末まで)【再掲】 ・こいもクラブ(農場を中心とした行事) 7回114人 ・観察会、工作、連続講座等 13回146人 ・しぜんさんぽ 8回83人 団体などの受入(1月末まで) ・保育園・幼稚園 8件、357人 ・小学校(やまのこ含む) 71件 3546人 ・未就園の方の団体 17回 153人	
	②自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小学生・保護者および主な公共施設に配布する。	未実施	
	③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置	
みなくち子どもの森の運営		甲賀市の自然環境に関する普及	・自然館の展示 入館者数9,087人(1月末まで) ・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全) ・「甲賀市インターネット資料室」 ・「自然観察資料集」の増刷 1,000部 希望者に配布		
(5) 自然体験活動の場の確保と整備	①子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	甲南青少年研修センター野外調理施設整備	甲南青少年研修センター野外調理施設の設置(平成29年度)	
		みなくち子どもの森の運営	里山の自然環境を活かした園内の環境整備を行い、自然館では甲賀市の自然に関する展示を行う。	自然館入館者 9,087人(1月末まで) 大人3,138人、小中学生4,483人、幼児1,466人 団体・引率者・行事参加者含む 野外のみの利用(団体、行事参加者等) 1,461人 野外を散策される方 多数	
	②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて一括管理を行なっている。研修施設として野外調理施設の整備を行う。 また、継続して、備品の貸出を行う。	
③市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中に施設管理部局で実施		

平成31年度 青少年自然体験活動事業計画 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等	
(1)安全実施のための体制の確立と啓発	①青少年の自然体験における安全対策マニュアルの提供と活用	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルの配布	自然体験活動を実施する青少年活動団体等へ「青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル」を配布する。	青少年活動セミナー(7月開催)、指導者等研修会(6月開催)において配布		
	②自然体験活動を安全に実施するためのチェック機能の確立	青少年自然体験活動推進委員会での確認	青少年自然体験活動において、実施事業が安全に実施されたか精査をする。	青少年自然体験活動推進委員会の開催 ・年間2回開催		
	③安全に実施するための情報提供	自然活動支援センターの内容を活動団体等へ案内する。	自然体験活動を行う団体へ、ライフジャケット等安全に実施するための備品の貸出を案内する。	甲南青少年研修センター等において、備品の貸出しを案内		
		夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブックの配布(7月)		
		自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうか等を利用して広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発		
	④自然体験活動を安全に実施するための学習機会の提供	指導者研修会の実施	安全意識の向上と技術取得を目的とした研修会を実施する。	第1回青少年自然体験活動指導者等研修会 ・とき 6月 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員 第2回青少年自然体験活動指導者等研修会 2～3月実施 ・とき 2～3月 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員		
	青少年活動セミナーの実施	青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方々が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会として実施する。	青少年活動セミナー ・とき 7月 ・場 所 調整中 ・テ-マ 調整中 ・講 師 調整中 ・定 員 50人程度			
自然体験活動担当者等研修会の実施	自然体験活動に関わる職員等が、自然体験活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できる能力を高める。	5月～6月にかけて4～5回実施				
(2)自然体験活動に対する理解の促進	①自然体験活動の大切さの理解を広める	自然体験活動を安全に実施するための啓発	夏休み前に広報紙、あいコムこうか等を利用しての啓発 広く市民に啓発する。	・あいコムこうか音声放送・文字放送、防災情報掲示盤を利用して啓発(7月1日～31日) ・市内公民館、図書館に自然体験活動に関するコーナーを設置(7月1日～8月31日) ・広報こうか7月号やHPなどの広報媒体により啓発		
	②小さい頃から自然に接する機会の推進	夏休みセーフティハンドブックの配布	夏休み前に市内の小学4年生に配布する。	ハンドブック配布		
		自然体験活動の実施	小学3・4年生を対象にキャンプの入門編を実施し、参加児童に対し少年期に自然とふれあう機会を提供する。	ニンニン忍者秋キャンプ ・とき 10月実施 1泊2日 ・場 所 水口スポーツの森西キャンプ場など市内施設 ・定 員 20名予定(使用施設による) ・対 象 小学3・4年生		
		就学前幼児とその保護者を対象にキャンプの楽しさを体験する機会を提供する。	ニンニンCamp Cafe ・とき 5月～3月(月1～2回 10回開催 平日の開催も有) ・場 所 甲南青少年研修センター等市内施設 ・定 員 活動場所により考慮する ・対 象 未就学児と保護者			

平成31年度 青少年自然体験活動事業計画 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(2) 自然体験活動に対する理解の促進	② 小さい頃から自然に接する機会の推進	各公民館主催の事業実施	各公民館において市内の自然を活かした青少年を対象にした自然体験活動の実施する。	市の委託事業である「夢の学習」で実施	
		自然体験活動実施への指導・助言	小学生や未就学児等の団体に自然活動を積極的に実施してもらう支援を行う。	青少年自然活動指導員の派遣	
		みなくち子どもの森の運営	未就学児や小学生を含む家族、保育園・幼稚園や小学校などの団体の利用の受入	みなくち子どもの森の行事 ・こいもクラブ（農場を中心とした行事） 8回 ・観察会、工作、連続講座等 ・しぜんさんぽ 団体などの受入 保育園・幼稚園、小学校（やまのこ含む）、未就園の方の団体など	
(3) 自然体験活動の指導者・団体の育成	① 指導者の発掘・登録などの指導体制の整備	指導者データベースの整備	広報等を利用しながら自然体験活動の知識や技能を持った方々を把握するのと併せ、養成研修で資格を得た方々を登録し、子ども会等の青少年団体へ情報提供をする。	ボランティアを募集し、実施を検討	
		② 自然体験活動指導者の育成	養成研修の実施	市民の方の中で、自然体験活動の知識や技術を持った方や興味のある方を対象に、研修を行い、指導者の養成を行う。 第1回 青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 ・とき 6月 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員 第2回 青少年自然体験活動指導者等研修会【再掲】 ・とき 2～3月 ・場所 甲南青少年研修センター野外調理施設等市内施設で検討 ・講師 青少年自然活動指導員	
	③ 青年リーダー（ジュニアリーダー）の育成	青年リーダー養成研修、キャンプ事業の実施	自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施 参加者には責任感、仲間作りのスキルを身につけ、地域や小・中学校で自信を持って活動できるジュニアリーダーを育成する機会の提供 青年リーダーには直接子どもたちを指導する体験を通して指導者としての実践を積む機会の提供	青年リーダー養成研修 自然体験活動の青年層の指導的立場のリーダーを養成するための研修を実施 ニンニン忍者夏キャンプ ・とき ①7月 ②7月 ③8月 ①②は日帰り ③は2泊3日 ・場 所 水口スポーツの森西キャンプ場、甲南青少年研修センターなど市内施設で検討 ・定 員 30人予定(使用施設による) ・対 象 小学4年生～中学3年生	
		④ 自然体験活動を指導する団体への支援と育成	研修会の実施	指導者を対象に知識、技術面のスキルアップを目的とした研修会を実施する。また、セーフティハンドブックやマニュアルなど自然体験活動を安全に実施するための情報の提供を行う。	青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 7月 ・場 所 調整中 ・テーマ 調整中 ・講 師 調整中 ・定 員 50人程度
	団体への活動支援		自然体験活動を実施する団体が積極的に事業を実施できるように支援	施設利用時の使用料減免 青少年自然活動指導員の派遣 補助金の交付(青少年育成市民会議、ガールスカウト)	
	⑤ 市内の青少年関係団体間での情報交換の場の設置	情報交流会の実施	市内の自然体験活動を実施している団体の代表者による情報交換と研修会を実施し、指導者のレベルアップを図る。	青少年活動セミナー【再掲】 ・とき 7月 ・場 所 調整中 ・テーマ 調整中 ・講 師 調整中 ・定 員 50人程度	
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	① 市内の自然を活用した自然体験活動のプログラム開発と提供	KYTなどのプログラムの開発	甲賀市内の自然体験活動が実施できる場所を活用したKYT等のプログラムの開発	甲賀市内版のKYTプログラムの作成 ネイチャーゲーム、木の実クラフト、野外調理など指導者・所要時間・道具をパッケージ化し市内各地で出張実施の検討	
	② 自然体験活動に関する事業の情報提供	自然体験活動情報紙の作成	市内外で実施される事業および安全実施の啓発などを掲載した冊子を作成し、市内の小中学生・保護者および主な公共施設に配布する。	市内で実施される事業および安全実施の啓発を市ホームページ等で掲載実施。	

平成31年度 青少年自然体験活動事業計画 一覧表

項目	展開のプラン	実施事業	事業内容	実施計画・時期等	意見等
(4) 自然体験活動の機会と情報の提供	③自然体験活動を実施するための参考資料などの提供	市内の図書館、公民館への参考資料の設置	青少年の自然体験活動における安全対策マニュアルをはじめ、自然体験活動に関する書籍を設置する。特に7月～8月中については、特別コーナーを設置する。	特設コーナーの設置	
		みなくち子どもの森の運営	甲賀市の自然環境に関する普及	・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 ・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全) ・「甲賀市インターネット資料室」 ・「自然観察資料集」の配布 希望者へ	
(5) 自然体験活動の場の確保と整備	①子どもたちが身近に自然に触れることができる場の確保	自然活動施設の整備	甲南青少年研修センター野外調理施設整備	野外調理施設の整備完了(平成29年度)	
		みなくち子どもの森の運営	里山の自然環境を活かした園内の環境整備を行い、自然館では甲賀市の自然に関する展示を行う。	・自然館の展示 甲賀市の自然(昆虫、化石など)に関する展示 ・みなくち子どもの森園内整備(里山の自然環境保全)	
	②自然体験活動を支援するための拠点となる施設の整備	活動に要する資材の一括管理	青少年自然活動支援センター及び社会教育課所管で管理している自然体験活動で使用する機材をデータベース化して一括管理をする。	青少年活動の拠点施設となる甲南青少年研修センターにおいて一括管理を行なっている。また、継続して、備品の貸出を行う。	
	③市内の自然体験活動施設の活用と整備	自然活動施設の定期点検	夏休み前に、キャンプ場をはじめ子どもたちが遊ぶ施設の安全確認の一斉点検を行う。	7月中に施設管理部局で実施	

平成 31 年度(2019 年度)青少年自然体験活動事業について

甲賀市青少年自然体験活動振興計画に基づき、「子どもたちが、安全・安心に身近なところで自然体験活動ができる環境を作る」ことを目標とし、自然体験活動が展開できる豊かな自然とそれを体験できる市内施設やフィールド(場)を最大限に有効活用しながら、市内のすべての子どもたちに、自然体験活動が体験できる機会を提供する。

【実施計画事業】

- ニンニン忍者夏キャンプ(小中学生対象) … 5-(1)
- ニンニン忍者秋キャンプ(小学生対象) … 5-(1)
- ニンニン Camp Café(未就学児と保護者対象) … 5-(1)
- 自然体験活動担当職員研修(担当職員対象) … 5-(1)(2)
- 青少年自然体験活動指導者等研修(指導者等対象) … 5-(1)(3)
- 青年リーダー養成研修(リーダー登録者対象) … 5-(1)

【研究提案事業】

- パッケージ型事業 … 5-(1)(3)
- 自然体験活動用教材(安全啓発用教材)開発事業 … 5-(1)(3)(4)

※実施計画事業・研究事業ともに詳細は別紙記載のとおりとする

※なお本事業は、平成 31 年度(2019 年度)予算の成立を前提に計画するものである

以下参考

◆甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱より抜粋
(設置)

第 1 条 青少年を対象とした自然活動の安全確保を支援するために、甲賀市教育委員会に
甲賀市青少年自然活動支援センターを設置する。

(分掌事務)

第 5 条 自然活動支援センターの分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年の自然活動における、安全性向上の支援に関すること。
- (2) 青少年の自然活動を担当する職員の人材育成の支援に関すること。
- (3) 青少年の自然活動に関わる市民や団体に対する安全教育や情報提供の支援に関する
こと。
- (4) 青少年の自然活動における、安全対策及び安全教育の調査研究に関すること。

【H30】 4泊5日夏キャンプ／希望が丘文化公園／小4～中3(30名)

基本情報

- [目的] * 自然体験を活かしたリーダー育成
* 自然体験による出来る喜びや仲間との協力による成功体験
* 他者との交流、他者理解をとおしたコミュニケーション能力の向上
- [内容] * 幅広い内容
(対象者の体力や知力、能力を加味したプログラム可能)
* 課題解決型、能力開発型
* 4日間のプロセスを経たプログラムがベスト
- [場所] * グループやチームでの活動が行える場所
* 安全に宿泊と調理が可能な場所
* ある程度の自然があり、活動に活用できるフィールドを有する場所
-

これまで

- * 初めて出会う仲間と協力してチャレンジ
- * より高い教育的効果が期待される希望が丘文化公園で実施
- * 4日間の活動+半日のふり返り (= 4泊5日)

これから

- * 一定期間を共にした仲間と協力してチャレンジ
 - * 実施可能で身近な市内施設で実施
 - * 2日間(日帰り)の事前学習と3日間の活動とふり返り
(= 2日+2泊3日)
-

<平成31年度実施案>

日程：①7月(休日) ②7月(休日) ③8月(夏休み・2泊3日)

対象：小学校4年生～中学校3年生(小4～小6も検討)

定員：20～30名(実施場所等による)

場所：水口スポーツの森&甲南青少年研修センター&みなくち子どもの森

留意事項：夏季に水口スポーツの森での実施経験なし(暑さ対策や防犯対策必要)、他団体利用との競合の可能性あり(事前試作含む)、場所ありきでのプログラム検討の恐れあり(活動フィールドの設定含む)

試作候補日：①6月、②6月、③7月、④7月、⑤8月

【H30】 1泊2日秋キャンプ／水口スポーツの森／小3～小4(20名)

基本情報

- [目的] * キャンプの楽しさに触れる体験
* 他者との交流、他者との協力の大切さを学ぶ
* 家族の元を離れての宿泊体験
- [内容] * 実施場所前提（ありき）の活動で対象者に合致するもの
* 単純体験型
* 2日間のまとまりは無視でもOK…あくまでも体験・楽しさ重視
- [場所] * 身近な市内キャンプ場
* 安全に宿泊と調理が可能な場所
* ある程度の自然があり、活動に活用できるフィールドを有する場所
-

これまで

- * 初めて出会う仲間と協力してチャレンジ
- * 市内で最も教育的効果が期待される水口スポーツの森で実施
(甲賀市青年リーダーのみ協力を得てきた)
- * 宿泊を含む2日間の体験 (= 1泊2日)

これから

- * 基本路線は変更しない
-

<平成31年度実施案>

日程：10月(休日・1泊2日)

対象：小学校3年生～小学校4年生

定員：20名

場所：甲南青少年研修センターor 水口スポーツの森キャンプ場

留意事項：対象（活動的な年代、キャンプ初心者）や目的（楽しさの実感）
に合わせた実施場所・プログラムの検討必要

試作候補日：①9月、②9月

【H30】親子デイキャンプ／水口スポーツの森／未就学児と保護者(15組)

基本情報

- [目的] * 自然体験の楽しさに触れる
* 親子での交流
* 自然の危険や遊び方を学ぶ
- [内容] * 親子で楽しめる自然体験活動
* 単純体験型・啓発型
* 対象者に合致するもの…あくまでも体験・啓発優先
- [場所] * 身近な市内キャンプ場
* 調理が可能な場所だとベター
* ある程度の自然があり、活動に活用できるフィールドを有する場所
-

これまで

- * 秋の2日間にのみ開催
- * 市内で最も教育的効果が期待される水口スポーツの森で実施
(甲賀市青年リーダーの協力あり)
- * 1日または半日単位での体験

これから

- * 年間を通じて複数回開催 (ニンニン Camp Cafe とする)
 - * 活動できるフィールドを複数ピックアップし実施
 - * 1日または半日単位での体験
-

<平成31年度実施案>

日程：①5月(休日)、②6月(平日)、③7月(平日)、④8月(休日)、
⑤9月(平日)、⑥10月(平日)、⑦10月(休日)、⑧11月(休日)、
⑨11月(平日)、⑩3月(休日)

対象：未就学児と保護者

定員：実施場所・内容によるが、親子5～15組程度

場所：甲南青少年研修センター、水口スポーツの森、市内〇〇の里山
市内〇〇公園

留意事項：目的を達成できる実施場所の設定および開拓必要

◆その他単発事業（青少年自然活動支援センター事業）

継続事業

- ★青少年自然体験活動担当職員研修
 - *内容：市職員を対象とした職員研修（4～5回）
 - *時期：5月～7月

 - ★青少年自然体験活動指導者等研修
 - *内容：市内各団体員を対象とした講義形式または実技形式の研修（2回）
 - *時期：①6月（休日）、②3月（休日）
 - ※青少年活動セミナーとの関連性は要協議

 - ★青年リーダー養成研修
 - *内容：登録リーダーを対象とした講義形式または実技形式の研修
 - *時期：5月～3月（説明会・各キャンプの事前試作研修を含める）
-

提案事業

- ★パッケージ型事業
 - *ネイチャーゲーム、木の実クラフト、野外調理など「指導者と所要時間、道具」をパッケージ化し、市内各地で出張実施する
 - *出前講座の自然体験活動版…予め料金や対応可能人数等の諸条件を設定しておく
 - ※指導員派遣の一環として検討可能
 - ※主要事業実施・準備期間の受入調整必要
 - ※各種団体・個人との連携によるプログラム立案も検討必要
-

検討事業

- ★自然体験活動用教材（安全啓発用教材）の開発
 - *薪わり、火おこし、野外調理、ネイチャーゲーム等の活動について、オリジナル教材を開発し、幅広く身近な活動での活用や安全管理、安全教育を含めた啓発教材として活用する
 - ⇒自然体験活動安全教育マニュアルの策定につなげる
 - …安全対策の観点ではなく、安全教育の観点でマニュアルを整備する
 - （※青少年活動セミナーとの関連性、セミナー参加者との関連性は要協議）

甲賀市青少年活動セミナーについて

このセミナーでは、青少年の活動に関わる市内の各種団体等の方々が、青少年活動の意義と企画・実施における安全対策の重要性を認識し、安全かつ効果的に事業が実施できるよう、意識と能力を高める機会とする。

セミナーの位置づけ

活動における安全意識の向上、知識・最新の情報提供の場、各種団体が集える場とし、「甲賀市青少年活動の目指す姿」を実現していくための1つの方法としてセミナーを開催することで以下に示すような目標を達成する。

- ・セミナーを開催することで「気づき、きっかけ」の場とする。
今後3年間は情報提供による「気づき」や各種団体の方の出会いによる「きっかけ」に重点をおき、活動に関わる人たちの意識を高める。
↓
- ・各種団体がお互いの長所、短所を補完しあえる関係を築き、新しいことを行なえる機運を高める。

1. 甲賀市青少年活動の目指す姿

- 市民が自主的かつ主体的に青少年育成に関わり、あらゆる環境や人材、手法を用いて持続可能な青少年活動に取り組んでいるまち
 - あらゆる青少年活動において、その意義（教育的効果）と安全に対する意識と行動が明確化され、実践されているまち
 - 青少年活動を実践する団体や個人がネットワークを構築し、相互に情報交換や人材交流、連携・協力できる体制が整っているまち
- ⇒青少年活動を実践する団体や個人が、自らの活動に自信をもって積極的に対象者へ提供するとともに、相互に活動を尊重しながら、連携・協働しながら甲賀流の青少年育成を実践する土壌・風土づくりを目指す。

安心・安全な青少年活動が活発に行なわれている甲賀市

平成30年度 青少年活動セミナー

開催日時：平成31年（2019年）2月16日（土）

13時30分～17時

会場：甲賀市役所3階301会議室

プログラム：開会行事

13：30

市民憲章唱和

開会あいさつ

基調講演	13:40
アイスブレイク	14:50
ワークショップ	15:00
まとめ	16:40
閉会	17:00

講師：一般財団法人大阪府青少年活動財団

今井 正裕 氏

テーマ：基調講演

「子どもたちの「好き」を伸ばすために必要なこと」

ワークショップ

① 「あなたが「この活動(好きなこと)」を始める契機になったこと」(20分)

② 子どもたちの気になるところ、団体に困っていること(20分)

③ 好きを伸ばすためにはどのような環境づくりが必要か(45分)

どのようになればよいのか、どういうことができるのか

※ワークショップでは、3つのテーマについてメンバーをかえて3回行なう。

サポーター：ワークショップの進行役として事前にサポーターを指名する。17人(当日参加16人)

(青年リーダー、社会教育コーディネーター、青少年育成推進員、青少年自然活動指導員など)

講師による事前指導(打合せ)を行いワークショップの手法を学ぶとともにセミナーの目的等の共有を図り、当日に備えた。

サポーターが中心となって県内大学等へのポスター掲示やチラシ設置、SNS利用による周知など積極的な広報活動を展開した。

参加人数：58人(定員50人 事前申込制)

▼2/16甲賀市青少年活動セミナー
参加者アンケート結果

標本数	58件
回収率	74.1%

【セミナー情報の入手先】

友人・知人等から	16	37.2%
ポスター・チラシ	10	23.3%
郵送での案内	7	16.3%
市の広報	5	11.6%
市のホームページ	4	9.3%
イベント告知サイト	2	4.7%
あいコムテレビ放送	1	2.3%
その他	10	23.3%

⇒ ・地区の役が当たったから ・職場
・主任児童委員会議にて個人別にチラシ配布
・所属団体からの案内(4) ・主催者からの誘い(2)

【セミナー参加の目的】

基調講演のテーマに興味があった	22	51.2%
子どもについて考えたいと思ったから	16	37.2%
活動のヒントが欲しいと思ったから	13	30.2%
青少年活動について知りたいと思ったから	13	30.2%
友人、知人等に勧められて	11	25.6%
ワークショップのテーマに興味があった	6	14.0%
自分たちの活動を伝えたいと思ったから	6	14.0%
他の参加者（団体）と意見交流したいと思ったから	5	11.6%
その他	3	7.0%

⇒ ・子どもに関わる活動をしているから(1) ・他の団体の活動が知りたいと思ったから(1)

【基調講演の評価】

よかった	24	55.8%
たいへんよかった	15	34.9%

(コメント)

・「すぎ」を伸ばすこと、関心をもつことは大切。自治の芽生えが自立につながる。
・子どもを中心に、教育の視点を理解した上で活動していく大切さがわかりました。
・それぞれの団体の思いがほんの少し共有できて、とてもよかったです。リーダー育成の問題はなかなか解決できないと思っていたが、ほんの少し光が見えた気がしました。
・人を育てる活動ということがわかり、参考になりました。希望ヶ丘で行う行事の参考になりました。
・ジャンルを問わず、子どもの生きる力を伸ばす為には、まず大人が伸ばす視点も大切だということがよくわかった。
・わかりやすいお話で良かったと思います。進むのが速くて、メモを取り辛かったので、簡単な資料があると後でわかりやすいのではと思います。
・高いレベルの話だったのですが、大人の責任の重大性が理解出来ました。
・地域で各々の活動が行われていて、すごく幅が

【ワークショップの評価】

たいへんよかった	21	48.8%
よかった	10	23.3%

(コメント)

・時間をたっぷりとっていただいて充実していた。
・甲賀市は自然のあそび場をもっとアピール。
・たくさんの団体の色々な活動や考えがよくわかりました。
・少し時間が足りない。もっとつっこんで話をしたかった。
・色々な所属のさまざまな立場の方のお話が聞けて良かったと思います。大変勉強になりました。
・多くの方の意見と違った団体の問題点も出て参考になった。この方式も楽しかった。スタッフも良くリードして下さいました。
・メンバー交代で様々な意見が聞けて良かった。
・同じような活動をしている方たちと、各団体の状況や子どもの育て方、指導の仕方など様々な意見を聞くことができて満足している。
・色々な活動をされている人の話を聞いたのが良かった。
・大変役に立ちました。ありがとうございました。

ある事がわかった。

- ・指導者としてのあり方やプログラムのデザイン方法など、根本的なことから子どもの好きを育てるにはどうすればよいのか、しっかり考える機会だった。
- ・野外活動に必要なことを理解できました。
- ・良かったと思います。
- ・よく理解出来た。実践に心掛けたい。
- ・メモを取りきれなかったので、ポイントだけでも印刷物がほしい気がしました。
- ・レジュメがほしかったです。書き写すのが大変かも。
- ・全体的には良いお話でした。出来ればポイントがたくさんありすぎたので、これはと思う所を体験を交えてほしかったです。

- ・現状がよくわかりました。
- ・色々な人の意見が聞けて良かった。
- ・3分割にした時間割とメンバーの入替方式、時間の割り振りはもう少し検討の余地があるように思えた。
- ・活動の様子が良くわかった。たくさんの人と交流ができて良かった。
- ・色々な団体の意見が聞けた。
- ・多数の人と意見交換できて良かった。
- ・各地域の苦労話が多いですね。地元の方のご尽力ご苦労様です。各地域で担当される方の話し合い・講座のようなものを持たれたらもっとよいのかもしれないですね。
- ・自分の体験したことのない話を聞くことができてよかった。キャンプリーダーの岩佐さん、短時間でまとめて考える力がすごいと思いました。これもキャンプのおかげか!?参加してみて、これだったらもっと他の人にも声をかけたらよかったと思いました。お疲れさまでした。
- ・1人ひとりの思いが分かりました。

【セミナーに対する意見・感想・要望】

- ・たいへん良かった。次回もよろしく。
- ・せっかくの他団体の意見を聞ける機会なので、もっと回数があってもよいかと思えます。
- ・活動している団体の指導者等大人を対象とされたものも大変重要なセミナーだと思いますが、高校生・大学生等若い人達を対象というか大人の中に入れてもらえるセミナーが必要かと思えます。小・中学生対象はこれでもかともありますが、指導者へは直接すぐに繋がっていないと思えます。
- ・次回も楽しみにしております。
- ・もっと多くの団体、人に参加してほしい。
- ・最後の各団体からのフリートーク（要望）はとても楽しく聞けた。
- ・色々な団体の活動がわかって良かった。
- ・多くの団体が子どもに対して色々考えていてくれる為、団体毎の活動をしっかりと市として繋がりをもって進めてほしい。

【青少年活動のイメージ】

- ・昔、学生時代に私が参加していたキャンプ等の野外活動をメインに思い浮かびます。
- ・ボーイスカウト、ガールスカウトのような団体に入り、課外活動やボランティア活動を行うこと。
- ・幼い子どもから成人までを対象とした活動だとは思いますが、彼らを導く大人（指導者）も対象として活動していかなければ人は育たないような気がします。よりよい人間、よりよい大人を形成していくための活動と考えています。
- ・子どもの将来を作る大切なもの。
- ・ボーイスカウト、ガールスカウトの活動。
- ・大変だと思います。
- ・子どもの笑顔。
- ・野外活動、ガールスカウト、募金など、青少年主体のアクティブなイメージ。
- ・有効な体験のできる場。

○甲賀市甲南青少年研修センター条例

平成16年10月1日

条例第169号

改正 平成17年12月22日条例第90号

平成26年12月17日条例第31号

(設置)

第1条 次代を担う青少年やその指導者が、研修や交流を通じて、仲間づくりを進め、規律、自主及び共同の精神を養うための青少年活動の拠点施設として、甲賀市甲南青少年研修センター（以下「研修センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市甲南青少年研修センター	甲賀市甲南町葛木875番地

(管理)

第3条 研修センターは、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 研修センターは、常に良好な状態にあるように管理し、設置目的に応じて効率的かつ適正に運用しなければならない。

(利用時間等)

第4条 研修センターの利用時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊利用 午後1時から翌日午前10時まで

(2) 日帰り利用 午前9時から午後10時まで

2 研修センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の翌日

(3) 12月25日から翌年1月4日まで

3 教育委員会は、第1項に規定する利用時間を変更し、又は前項に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第5条 研修センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限等)

第6条 教育委員会は、研修センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、研修センターの利用を許可しない。

(1) 公益を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を破損するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他研修センターの管理運営に支障を来すおそれがあるとき。

(利用許可の取消し)

第7条 教育委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

(1) 許可の条件に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 公務上その他研修センターの都合により、利用させることができなくなったとき。

2 前項第1号の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公益上又は特別の事情があると認めたときは、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 市長は、既に納入した使用料は還付しない。ただし、天災地変その他利用者の責めによらない理由で利用できなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償責任)

第11条 利用者が、故意又は過失によって施設及び設備等を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、研修センターの管理に関する次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を指定管理者に行わせることができる。

(1) 研修センターの利用許可に関する業務

(2) 研修センターの利用料金（地方自治法第244条の2第8項に規定する料金をいう。以下同じ。）の収受に関する業務

(3) 研修センターの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、研修センターの運営に関して教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合における第5条、第6条及び第7条第1項の規定の適用については、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第7条第2項の規定の適用については、「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第9条及び第10条の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により、教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合において、当該指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第4条に規定する利用時間又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

(利用料金)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の甲南町青少年研修センター設置条例（平成12年甲南町条例第33号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成17年条例第90号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

付 則（平成26年条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為（同日以降の利用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の甲賀市甲南青少年研修センター条例の規定により教育委員会がした許可その他の行為又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第8条関係）

1 宿泊を伴う場合

対象	金額	備考
中学生以下	1泊1人当たり 500円	寝具使用料は含まない。
その他	1泊1人当たり 1,000	

	円		で。
--	---	--	----

備考

- 1 寝具 1 回当たりの使用料は、次のとおりとする。

寝具 200円

- 2 市外の者が使用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。

- 3 その他この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

2 宿泊を伴わない場合

室名		時間	9:00~12:00	13:00~17:00	17:00~22:00
			0	00	00
研修室(和室)	さくら		900円	1,200円	1,500円
	さつき		900円	1,200円	1,500円
	もみじ		450円	600円	750円
	さざんか		450円	600円	750円
会議室			1,500円	2,000円	2,500円
ホール			1,200円	1,600円	2,000円
調理室			900円	1,200円	1,500円

備考

- 1 1時間当たりの使用料は、次のとおりとする。

さくら及びさつき 1室につき 300円

もみじ及びさざんか 1室につき 150円

会議室 500円 ホール 400円

調理室 300円

- 2 市外の者が利用する場合の使用料は、規定の額の1.5倍とする。

- 3 その他この施設の利用に際し特別に要した経費は、実費の範囲内において利用者に負担させることができる。

○甲賀市青少年自然活動支援センター設置要綱

平成20年3月27日

教育委員会告示第5号

改正 平成21年3月28日教委告示第2号

(設置)

第1条 青少年を対象とした自然活動の安全確保を支援するために、甲賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に甲賀市青少年自然活動支援センター（以下「自然活動支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自然活動支援センターは、教育委員会事務局社会教育課内に置く。

(職員)

第3条 自然活動支援センターには、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 指導員
- (3) その他の職員

(職務)

第4条 所長は、上司の命を受け自然活動支援センターの事業を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 指導員は、専門的な指導及び調査研究を行う。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(分掌事務)

第5条 自然活動支援センターの分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青少年の自然活動における、安全性向上の支援に関すること。
- (2) 青少年の自然活動を担当する職員の人材育成の支援に関すること。
- (3) 青少年の自然活動に関わる市民や団体に対する安全教育や情報提供の支援に関すること。
- (4) 青少年の自然活動における、安全対策及び安全教育の調査研究に関すること。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年教委告示第2号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。